

# 監 査 報 告 書

平成 29 年 6 月 7 日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

理事長 林 富 様

監 事 橋本 潤子 

監 事 伊藤 敬文 

私たち監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立こども病院の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの、第 11 期事業年度における業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

## 記

### 1 監査の概要

私たち監事は、地方独立行政法人宮城県立こども病院監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な文書を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討を加えました。

### 2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令等に従い、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) キャッシュ・フロー計算書は、法令等に従い、各活動の区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 損失の処理に関する書類(案)は、法令等に適合しているものと認めます。
- (5) 行政サービス実施コスト計算書は、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上